

いすみ鉄道株式会社

代表取締役社長 殿

運輸安全委員会

委員長 李家 賢一

いすみ鉄道株式会社いすみ線国吉駅～上総中川駅間において発生した
列車脱線事故に係る勧告について

本事故は、脱線現場付近の軌間が大きく拡大したことにより発生したものであると考えられ、その要因として、脱線開始地点付近の軌間変位について補修すべき軌道整備基準値を超過しているにもかかわらず補修ができていなかったこと、腐食やひび割れが発生しているまくらぎが連続していたこと等、必要な線路の補修ができていなかったことが考えられる。

必要な線路の補修ができていなかったことについては、いすみ線全線において、補修を必要とする軌道整備基準値を超過している軌道変位が存在する箇所が極端に多かったことに加え、同基準値を超過している箇所の再検査の方法など、軌道変位の管理方法にも課題が見受けられた。

当委員会は、本事故の調査結果を踏まえ、輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置について報告を求める。

記

- (1) 軌道変位を補修する軌道整備基準値を再検証し見直すこと等も含め、適正な軌道変位の管理方法を検討し、規定に基づき適切に軌道変位の管理・補修を行うことができる体制を構築すること。
- (2) 平成30年6月28日に当委員会が国土交通大臣へ意見として発出した「軌間拡大による列車脱線事故の防止について」に対する対策を再検証し、PCまくらぎ化等についてできるだけ早期に実施できるよう計画を策定すること。

なお、上記の施策を実施するに当たっては、国や関係自治体からの協力を得つつ、社外からの知見を得るための技術支援等を積極的に活用していくことが望ましい。